

令和3年4月16日

## プロポーザル公募のお知らせ

〒047-0031

小樽市色内1丁目1-12 小樽運河ターミナル  
特定非営利活動法人ワインクラスター北海道

当法人は、北海道が公募している「道産ワイン品質強化研修事業委託業務」にコンソーシアムとして、企画提案を応募いたしました。当事業の実行に当たり、一部の業務を再委託したいと考えており、下記の通り、プロポーザルを公募いたします。

### 記

1 業務名：北海道ワインアカデミー マーケティング・経営研修業務

2 業務内容

北海道ワインアカデミーの栽培・醸造コースの受講者を対象に、「マーケティング・経営研修」を4日間程度実施し、地域に根付いた商品作りや、高品質なブドウやワインを安定的に作るための経営指導を実施する。なお業務には、4日間程度の研修のほか、受講者に対し、事前または事後にレポートを提出させ、習得度合いを確認することまでの一連の流れを含む。

3 業務委託期間：契約締結より令和4年3月7日まで

4 提出期限：令和3年4月23日（金）17:00

5 提出場所：

〒047-0031 小樽市色内1丁目1-12 小樽運河ターミナル

特定非営利活動法人ワインクラスター北海道 担当：沼田（郵送可）

以上

応募に際しては、以下の内容をA4版縦用紙に記載して、御提出ください。

- ①提案者の概要及び本業務に類似した業務実績など
- ②本委託業務の企画内容
- ③経費見積書（消費税及び地方消費税相当額を含めた額とする）
- ④その他特記事項：補足して記述したい事項等

採択の可否については提出期限より7日以内に、メールにてご連絡いたしますので、提案書には担当者のお名前・ご連絡先を必ずご記入ください。

尚、上記に関してご質問のある方は、[info@winecluster.org](mailto:info@winecluster.org) 迄ご連絡ください。

## 付記

- プロポーザル公募に応募する方に必要な資格について、次のいずれにも該当すること
  1. 複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という）、単独法人又は法人以外の団体であること。
  2. コンソーシアムの構成員、単独法人又は法人以外の団体は、次の要件をすべて満たしていること。
    - ①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定するものでないこと。
    - ②地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。
    - ③道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
    - ④暴力団関係事業者でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を排除されていないこと。
    - ⑤次に掲げる税を滞納しているものでないこと。
      - ア 本社が所在する都道府県の事業税
      - イ 消費税及び地方消費税
    - ⑥次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）
      - ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
      - イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
      - ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出
- その他
  1. 全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。
  2. 全ての提出書類は返却しない。
  3. 本事業は、当法人を含むコンソーシアムが北海道より、当該事業を受託した場合にのみ実施される。
  4. 本事業は、新型コロナウイルス感染症などの影響により、委託業務の実施を中止する場合又は業務を変更する場合がある。その場合は、北海道と当法人を含むコンソーシアムと提案者の協議により提案内容の変更を行うことがある。